

★選挙公報を置いている施設★

| 施設の名称 | 所在地 |
|---------------|------------|
| 向日市役所 | 寺戸町中野20 |
| 向日市民会館 | 寺戸町中ノ段17-1 |
| 物集女公民館 | 物集女町中条26 |
| 寺戸公民館 | 寺戸町初田18 |
| 森本公民館 | 森本町前田6-7 |
| 鶏冠井公民館 | 鶏冠井町御屋敷26 |
| 上植野公民館 | 上植野町西小路15 |
| 物集女コミュニティセンター | 物集女町北ノ口33 |
| 寺戸コミュニティセンター | 寺戸町山縄手11-3 |
| 西向日コミュニティセンター | 上植野町御塔道7-5 |
| 向日コミュニティセンター | 向日町南山3-3 |
| 上植野コミュニティセンター | 上植野町桑原1-3 |
| 鶏冠井コミュニティセンター | 鶏冠井町上古8-8 |
| 向日市民体育館 | 森本町小柳23-1 |
| 向日市民温水プール | 鶏冠井町上古8-1 |

京都府議会議員一般選挙

投票日は

4月13日(日)

投票時間は

午前7時~午後8時

選挙に関するお問い合わせ

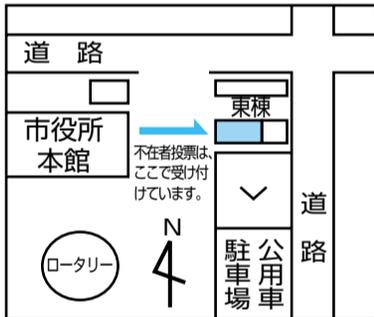
向日市選挙管理委員会

☎931-1111
内線510・511

ご注意ください

- 4月13日(日)の投票日には、次のことに注意してください。
- (1)投票時間は、午前7時から午後8時までです。
 - (2)投票所へは「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れたり、紛失されたときは、投票所の係員に申し出てください。
 - (3)投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります。)をもう一度確かめてください。
 - (4)手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。
- 代理投票された場合でも投票の秘密は守られます。

ご利用ください 不在者投票



4月13日(日)の投票日にレジャーや用務又は病気やお産などのため、投票できない方は、前もって「不在者投票」ができます。不在者投票は、4月4日(金)から投票日の前日の4月12日(土)までの、毎日午前8時30分から午後8時まで市役所本館の東棟会議室で受け付けています。不在者投票をされる方は、入場整理券を持ってお越しください。

ご確認ください 入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに取りまとめ封筒で郵送します。なお、一人世帯の方には、ハガキで郵送します。

★身体に障害のある方は郵便で不在者投票をする制度があります★

郵便による不在者投票の対象者

| | 身体障害者手帳 | 戦傷病者手帳 |
|-----------------------------|---------|--------------------|
| 心臓・じん臓 呼吸器・直腸 ぼうこう・小腸 | 1級又は3級 | 特別項症 から 第3項症 |
| 両下肢・体幹 移動機能 | 1級又は2級 | 特別項症 から 第2項症 |

※上表の障害の程度に該当される方は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報 4月8日(火)ごろ新聞折り込みします

今回の選挙公報は、4月8日(火)ごろに朝日、京都、産経、日本経済、毎日、読売各新聞の朝刊に折込んで、みなさんのご家庭に配布します。これらの新聞を購読しておられないご家庭で、秘書広報課に届出をしておられない方は、市選挙管理委員会まで連絡してください(電話でも可)。ただし、選挙公報をお送りします。また、新聞折り込み日以後に市内15か所の公民館やコミセンなどに、直接取りに行っていたいただくこともできます。

★京都府議会議員一般選挙の投票ができる方★

| | |
|------|-----------------------------|
| 年齢要件 | 昭和58年4月14日以前に出生の方 |
| 住所要件 | 引き続き3か月以上同一の市町村の区域内に住所を有する方 |

●向日市へ転入された方

| | |
|----------------|--|
| 平成15年1月3日以前の届出 | 向日市で投票できます。 |
| 平成15年1月4日以後の届出 | 注1 京都府内から転入された方は、前住所の市町村で投票できます。 京都府外から転入された方は、投票できません。 |

●向日市から転出された方

| | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 平成15年1月3日以前の届出 | 京都府内へ転出された方は、新住所の市町村で投票できます。 |
| 平成15年1月4日以後の届出 | 注2 京都府内へ転出された方は、向日市で投票できます。 |
| 全期間 | 京都府外へ転出された方は、投票できません。 |
| 注1・2の方は、新住所地の居住証明書が必要ですのでご注意ください。 | |

●向日市内で転居された方

| | |
|-----------------|-----------------|
| 平成15年3月24日以前の届出 | 新住所の投票区で投票できます。 |
| 平成15年3月25日以後の届出 | 旧住所の投票区で投票できます。 |